

内閣総理大臣 岸田文雄 様
外務大臣 上川陽子 様
法務大臣 小泉龍司 様
男女共同参画担当大臣 加藤鮎子 様

国連女性差別撤廃委員会の日本審議にむけて、 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める要望書

女性差別撤廃条約実現アクション
共同代表 浅倉むつ子
柚木康子

私たちは、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准をめざして活動している 69 団体の NGO のネットワークです。

国連の女性差別撤廃委員会（以下 CEDAW と略）は、2024 年 9 月 30 日から 10 月 18 日の第 89 会期において、日本の定期報告審議を行うことを明らかにしました。ここでは、日本のジェンダー平等政策が国際基準に照らして審議されることとなります。

世界の国々がジェンダー平等を達成するための最も重要な国際基準は、女性の権利章典である女性差別撤廃条約とその実効性を高めるために制定された女性差別撤廃条約選択議定書です。CEDAW は 2020 年 3 月、第 9 回日本報告にむけた「事前質問事項」を公表し、日本政府は、2021 年 9 月に第 9 回日本報告を提出しました。その中で選択議定書批准については、以下のような質問と回答がなされています。

CEDAW からの事前質問（問 1）は、以下の 3 点です。

- ① 前回総括所見の勧告に沿って、選択議定書の批准にむけた締約国の検討について説明してください。
- ② 未批准につながる批准の障害について教えてください。
- ③ 議定書の批准のためのタイムフレームに関連した、国会の承認のための計画及び展望についても報告してください。

日本政府の回答は、以下のとおりです。

「本条約選択議定書が定める個人通報制度については、本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識している。第 5 次基本計画は『女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。』と定めている。個人通報制度の受け入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合

の実施体制の検討課題があると認識している。『個人通報制度関係省庁研究会』において、人権諸条約に基づき設置された委員会に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会の対応について研究を行っている。最近では、2019年4月と2020年8月に同研究会を開催した。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受け入れの是非につき、真剣に検討を進めていく。」

この政府回答は、CEDAWからの3点の質問に誠実に答えているとは、到底言えません。少なくとも質問の②③については、まったく回答していません。2024年のCEDAWの日本審議で政府がこの回答を繰り返すのであれば、CEDAWからの厳しい評価を受けることになると思います。

日本国内では、すでに209の地方議会から、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書が提出されています(2023年10月現在)。毎年通常国会には9万筆を超える批准を求める請願が提出されています。国会の質疑では、個人通報制度の導入は日本の司法制度と相容れないものではないとの政府答弁が、何度も行われています。立法制度を脅かすものでもありません。2020年3月26日の参議院外交防衛委員会では、当時の茂木敏充外務大臣が「論点はある程度明らかになってきているので、関係省庁との間でずるずる引っ張るということではなくて、しっかり議論をして、どこかで結論を出さなきゃならない問題だと考えている」と答弁しているのです。それからすでに3年半が経過しています。

日本政府は、どのように真剣な検討を進めているのでしょうか？先に引用した、2021年9月の第9回日本報告が述べている「各方面からの意見」の中に、地方議会や国民の声は含まれているのでしょうか？

日本は、現在もG7サミットの議長国としての責任を負っています。G7コミットメントが掲げるジェンダー主流化政策にとって、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は不可欠の課題です。G7参加国の中でこれを批准していないのは、日本と、条約本体を批准していないアメリカだけです。これ以上、選択議定書の批准を引き延ばすことは、日本がジェンダー平等を推進するつもりがないと、世界に向けて宣言しているようなものです。

私たちは、2024年のCEDAWにおける日本報告の審議までに、日本政府が女性差別撤廃条約選択議定書の批准を決定することを、強く要望します。

2023年11月

加盟団体

国際女性の地位協会／すぺーすアライズ／全印総連女性部／NPO 法人共同の家プラン／クオータ制を推進する会（Q の会）／クオータ制の実現をめざす会／アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）／日本婦人団体連合会（婦団連）／全労協女性委員会／ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク（WWN）／国際婦人年連絡会／新日本婦人の会／北京 JAC／均等待遇アクション 21／公人による性差別をなくす会／世界女性会議岡山連絡会／日本女性監視機構（JAWW）／なくそう戸籍と婚外子差別・交流会／「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク／戦時性暴力問題連絡協議会／女性参政権を活かす会／アイ女性会議／ふえみん婦人民主クラブ／杉並女性団体連絡会／アジア女性資料センター／精神障害者権利主張センター・絆／全労連女性部／アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」（wam）／全国フェミニスト議員連盟／NPO 法人参画プラネット／ジェンダー平等をすすめる教育全国ネットワーク／ねりまジェンダー研究会／国際人権規約完全実施促進連絡会議／投票サプリー／NPO 法人 N プロジェクトひと・みち・まち／農民運動全国連合女性部／ねりま 24 条の会／女性「九条の会」／婦人民主クラブ／NPO 法人 m ネット・民法改正情報ネットワーク／連合ジェンダー平等・多様性推進局／シャキット富山 35／全国女性シェルターネット／反差別国際運動（IMADR）／ DPI 女性障害者ネットワーク／東京生活者ネットワーク／全国商工団体連合会婦人部協議会／「慰安婦」問題とジェンダー平等ゼミナール／自由法曹団女性部／女性差別撤廃条約実現アクションとやま／ウィメンズマーチ東京／めぐろジェンダー平等の会／練馬区職員労働組合女性部／RHR リテラシー研究所／公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会／男女共同参画みえネット／女性グループ翼（ウイング）／特定非営利活動法人四日市男女共同参画研究所／NPO 法人高齢社会をよくする女性の会／はたらく女性のフロアかながわ／公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）／女性労働問題研究会／ジェンダーOTOKUNI／自主グループエポック 10 ／女性差別撤廃条約実現アクションかながわ／ NPO 法人ピルコン／ジェンダー平等を考える宝塚の会／女性差別撤廃アクションやまなし

（69 団体、うち非公表 1 団体 ）